

# [各論I] 成長優先、消費増税地均し型の 2013年度税制改正

片桐 正俊

中央大学経済学部教授

## 2013年度税制改正の特徴

2013年度税制改正は、政権交代によって、これまでの民主党政権下の政府主導の税制改正から、自民・公明両党の税制調査会主導の税制改正に代った。2013年1月29日に閣議決定された『平成25年度税制改正の大綱』は、次の3つに改正の重点を置いている。

- (1) 現下の経済情勢等を踏まえ、「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策・農林産業対策等のための税制上の措置を講ずる。
- (2) 社会保障・税一体改革を実施するため、所得税、相続税及び贈与税についての所要の措置、住宅取得に係る税制上の措置を講ずる。
- (3) 震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。

特に上記(1)は、成長最優先のアベノミクスの手段として、また(2)は2014年度8%、2015年度10%に引き上げられる消費増税の地均し政策として、税制改正の重点に置かれたものである。したがって、今次改正は、「成長優先、消費増税地均し型の2013年度税制改正」と特徴づけることができる。

表には、税制改正事項毎の増減収見込額が示されている。成長優先は特に法人減税にみられ、平年度合計3320億円減収となっている。消費増税が行

われると逆進性が強まるので、実施直前の地均として、個人所得税と相続税の累進性強化が図られている。しかし、それらの增收効果は、法人減税額を超えておらず、財政再建にさして貢献するものでもなく、2013年度税制改正は、成長重視の減税改正となっている。ただそれが期待通りの結果を生むかどうかは分らない。また、個人所得税と相続税は、累進性の強化が図られているものの、他方富裕層を優遇するような個別の制度改革も含んでおり、必ずしも税制度全体の垂直的公平性を大きく改善するものでもない。

以下、【1】アベノミクス推進のための法人減税、【2】個人所得税の累進性強化と住宅減税拡大措置、【3】相続税の累進性強化と贈与税負担軽減措置、【4】震災復興減税、【5】自動車課税の見直しと消費税の軽減税率問題、【6】税制抜本改革の必要性と方向性、について順に述べる。

## アベノミクス推進のための法人減税

以下の1)～7)の項目は、安倍政権の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に係る項目であり、減収見込額は、平年度3330億円、初年度2370億円である。

### 1) 国内設備投資促進のための税制措置創設

2013年度から2年間の時限措置として、年間の設備投資額を前年度より10%以上増やした企業を対

表 平成 25 年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

改 正 事 項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 所得税の最高税率の見直し	590	—
(2) 少額上場株式等に係る配当所得等の非課税措置の拡充※	▲60	—
(3) 住宅税制		
① 住宅ローン減税の拡充	▲570	—
② 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の拡充	▲150	—
小 計	▲720	—
(4) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の見直し	10	—
個人所得課税 計	▲180	—
2. 資産課税		
(1) 相続税・贈与税		
① 相続税の基礎控除の見直し	2,570	—
② 相続税の税率構造の見直し	210	—
③ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し	▲130	—
④ 未成年者控除及び障害者控除の引上げ	▲30	—
⑤ 贈与税の税率構造の緩和	▲10	—
⑥ 相続時精算課税制度の適用要件の見直し	▲110	—
⑦ 事業承継税制の見直し	▲80	—
小 計	2,420	—
(2) その他		
① 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例の拡充	▲200	—
② 金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税の免税点引上げ	▲160	—
③ 電子申請による登記に係る登録免許税の特例の見直し	40	40
小 計	▲320	40
資産課税 計	2,100	40
3. 法人課税		
(1) 国内設備投資を促進するための税制措置の創設※	▲1,050	▲1,000
(2) 企業による雇用・労働分配（給与等支給）を拡大するための税制措置の創設※	▲1,050	▲630
(3) 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の支援税制の創設※	▲190	▲140
(4) 研究開発税制の拡充※	▲580	▲4
(5) 環境関連投資促進税制の拡充※	▲20	▲20
(6) 雇用促進税制の拡充※	▲30	▲20
(7) 交際費等の損金不算入制度の見直し	▲350	▲110
(8) 保険会社等の異常危険準備金制度の特例積立率の見直し	▲20	▲20
(9) トン数標準課税制の拡充	▲30	▲10
法人課税 計	▲3,320	▲2,400
4. 納税環境整備		
延滞税等の見直し	▲120	0
合 計	▲1520	▲2,360

注：※ は「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に係る項目であり、減収見込額は、平年度 3,330 億円、初年度 2,370 億円である。

出所：財務省『平成 25 年度税制改革の大綱』参考資料

象に、国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合に、その生産等設備を構成する機械装置の取得価額の30%の特別償却または3%の税額控除ができる制度を創設する。

#### 2) 雇用・労働分配拡大のための税制措置創設

労働分配（給与等支給）を5%以上増やした企業に、その増加額の10%の税額控除を可能とする所得拡大促進税制を創設する。この税制度は、下記6)雇用促進税制との選択制で、企業はいずれかを選ぶことになる。

#### 3) 中小企業・農林水産業支援税制

商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合に30%の特別償却または7%の税額控除ができる制度を創設する。

#### 4) 研究開発促進税制の拡充

これまで企業が研究開発に投資した費用の8～10%を法人税額の20%まで税額控除できたのを、2年間の時限措置として13年度から30%にまで税額控除の上限を引き上げる。

#### 5) 環境関連投資促進税制の拡充

企業が太陽光発電や風力発電の設備を導入した場合に投資額を法人税に一括損金算入できる現行制度を2年間延長する。その上に、即時償却の対象資産にコージェネレーション（熱電併給）設備を追加する。

#### 6) 雇用促進税制の拡充

新規雇用の増加を促す既存の雇用促進税制も拡充する。現在雇用者を前年度比10%以上かつ5人以上増やした企業は増加雇用者数1人当たり20万円を法人税から税額控除できるが、この税額控除額が40万円に引き上げられる。年間雇用者数を10%以上増やすことが要件になっているため、この制度の利用が増えるかどうかは分らない。

#### 7) 交際費等の損金不算入制度の見直し

中小法人（資本金1億円以下）は、現在年間600万円までは9割（最大540万円）を法人税のかからない「支出交際費」にできるが、これを年間800万円まで

にして、全額損金算入することを認める。

アベノミクスの成長戦略の手段として、上記のような多数の法人減税がばらまかれているが、それが果して企業の投資を増やし雇用を拡大し、物価目標の2%を上回るような賃上げをもたらすのか、上記法人減税が時限措置で企業として「下方硬直性」を恐れるだけに、その実現は難しい。他方、国際競争力強化の点から法人課税の実効税率引下げを求める声が相当あるが、2012年度に引き下げられた直後だけに一段の引下げは見送られた。

### 個人所得税の累進性強化と住宅減税拡大措置

2014年度からの消費増税実施の地均しとして、所得格差の拡大と消費増税による低所得者の負担増に配慮して、富裕層に対し所得税の累進性を強化することとなった。所得税は、2015年分の所得から4000万円超の課税所得に対し、最高税率45%（現行40%）が適用されることになる。所得税率は、現在5、10、20、23、33、40%の6段階であるが、これに45%を加えて7段階になる。ただ、課税所得が4000万円を超える人は所得税納税者4850万人の0.1%を占めるに過ぎない。税収増は年約600億円程度である。この程度の富裕層増税ではとても低下している所得税の財源調達機能と所得再分配機能を大きく改善することにはならない。せめて公明党が主張したように、3000万円超に45%、5000万円超に50%を課した方が両機能の改善に資するものになったであろう。

消費増税地均しのための措置として、つまり消費増税前の駆け込み需要増と消費増税後の反動減に対応するために、住宅減税延長が行われる。消費増税は住宅購入者の税負担を増すので、2013年末終了予定の住宅ローン減税を2014年1月1日から2017年末まで4年間延長する。現行制度では、年末のローン残高2000万円まではローン残高の1%分年間最大20万円（10年間で最大200万円）の税額

控除が受けられる。新たな制度では、年間最大40万円（10年間で最大400万円）の税額控除が受けられるようになる。所得額が減税額より低い場合には住民税を最大9万7500円減税しているが、これを最大13万6500円にする。これより所得が低い人には、現金等の給付を検討することになっている。これで、消費税率8%段階では消費増税分を住宅ローン減税と現金給付で相殺できるが、10%段階になると負担増が上回るという批判がある。

なお、ローンをせずに住宅購入をする人には、省エネや耐震性を高めた長期優良住宅の場合、最大65万円の所得税減税が認められる。

個人所得課税改正における唯一の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」項目として、少額上場株式等に係る配当所得等の非課税措置の拡充が注目される。この「少額投資非課税制度(日本版ISA)」は、上場株式や投資信託などを対象に毎年100万円までの投資から得た配当や売却益を非課税にする措置である。当初は2014～16年の3年間の投資を対象とする計画であったが、2014年～23年の10年間に適用期間を延長することになった。これまでの計画では3年間300万円の非課税投資が可能であったが、制度改正で10年間500万円の非課税投資が可能となった。

この日本版ISAは、10%に税率が軽減されている証券優遇税制が13年末に期限切れとなり、14年から本則の20%に戻るのに伴い導入される。狙いとしては、個人投資家が中長期の資産形成のため株式投資するのを促すことにある。しかし、狙い通りに行くかどうかは疑問である。頻繁に株式投資を行う個人投資家には、非課税枠が少ない。株式売買を証券会社を介して行った場合に手数料を取られるが、この手数料には消費税がかかっており、消費税率が引き上げられれば個人投資家の負担はこの面では増える。証券会社にとっても、ISA口座に管理コストがかかり、少額投資を扱っても手数料収入が十分得られるかどうか疑問を持っているので、この制度が時限措置でもあり利用への取組みに積極的になるかどうか

かまだ不明である。

## 相続税の累進性強化と贈与税負担軽減措置

2014年度からの消費増税実施の地均しとして、所得格差の拡大と消費増税による低所得者の負担増に配慮して、富裕層に対し相続税の累進性を強化することになった。相続税の基礎控除については、現行の「5000万円+1000万円×法定相続人数」を「3000万円+600万円×法定相続人数」に引き下げる。これによって、これまで死んだ人の4%にしか相続税がかかっていなかったのが、6%程度にまで上昇する。

税率については、課税対象遺産額が6億円を超えると超えた部分に55%の最高税率が適用される。遺産額が2億円超～3億円の部分に適用する税率も40%から45%に引き上げられる。結局相続税の税率は、現行の6～50%の6段階から10～55%の8段階になる。

しかし、地価が高い都市部では、相続税増税の影響が大きくなりすぎることを恐れたため、2015年1月から負担を軽減する措置が取られることになった。すなわち、小規模宅地の相続税の評価額を8割減額する特例について、居住用宅地適用対象面積の現行240m<sup>2</sup>（約73坪）の上限を330m<sup>2</sup>（約100坪）に拡大することになった。しかし、この特例の拡大で恩恵を受ける世帯（富裕層）はわずか3%程度と言われており、相続税の富裕層への課税強化という趣旨に反している。

贈与税も改正される。2013年4月から2015年末までの3年間、孫1人当たり1500万円まで、孫が30歳になるまでの教育資金を一括して渡しても贈与税がかからない制度を新設する。資産を有する高齢者から教育費の負担の重い若い世代に資金を移転し、個人消費の増加や子育て支援に回そうというのがその狙いである。しかし、こういうことができるるのは富裕層の家庭である。このような生前贈与の優遇は、相続税の富裕層への課税強化という趣旨とは矛

盾する。相続税逃れに利用される可能性もある。また、子供の世代の教育格差を生むことにもなりかねない。

相続時精算課税制度について、財産を親から子へ生前贈与する場合2500万円まで贈与税非課税となっているが、改正では贈与者の年齢要件を現行の65歳以上から60歳以上に引き下げ、受贈者に孫を加えることになった。資産を有する世代から子や孫の世代への資金移転の加速化を狙いとしているが、富裕層を優遇するものであり、相続税の富裕層への課税強化という趣旨とは矛盾する。

さらに、20歳以上の子や孫に資産を贈与する場合、資産の価額から年間非課税枠の110万円を差し引いた課税価格が300万円超～3000万円の人には、改正により現行税率より5～10%低い税率が適用される。これも富裕層に有利で、相続税の富裕層への課税強化という趣旨とは矛盾する。

2009年に創設された事業承継税制は、中小企業の後継者が一定の要件を満たせば、非上場株式など相続税の8割、贈与税全額の納税が猶予される制度であるが、使い勝手が悪かったため、改正によって後継者が先代経営者の親族に限られていたのを親族以外でも良いことになるなど要件を緩めた。中小企業の後継者難からくる廃業防止に歯止めがかかることが期待されている。

## 震災復興減税

2013年度税制改正には、震災復興を支援するための減税措置がいくつか盛り込まれている。

個人所得課税の減税措置として次の2つが挙げられる。①高台移転をさらに推進するため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業で行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対し、5000万円の特別控除を創設する。②東日本大震災の被災者が新たな再建住宅を取得等する場合、住宅ローン減税の最大控除額を他の地域よりさらに抜本的に嵩上げし、現行360万円を600万円に引き上げる。

資産課税の減税措置として、東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等を1年延長する。

法人課税の減税措置として、避難解除区域等における避難対象雇用者等を雇用する場合の税額控除制度、及び設備投資を行う場合の即時償却や税額控除ができる制度について、新たに避難解除区域等に進出する法人に同様の措置を適用する。

震災復興を急ぐ必要性から言って、これらの減税措置は評価できる。

## 自動車課税の見直しと消費税の軽減税率問題

自動車の購入時に車体価格の5%にかかる自動車取得税は、自動車業界から消費税との二重課税になるとして、購入時と車検時にかかる自動車重量税とともに廃止を求められてきたが、自動車取得税だけが消費税率を10%に引き上げる2015年10月に廃止されることとなった。自治体が反対した自動車取得税の廃止により地方税収が年間約2000億円減るが、この穴埋めのための代替財源の目途は立っていない。

自動車の重さに応じてかかる自動車重量税の廃止は見送られた。その償いかどうか分からないが、自動車重量税は、2015年4月末に終了予定のエコカー減税を恒久化することになった。この税は2009年度に道路特定財源から一般財源になっている。その税収入は約7000億円程度であるが、今回の改正ではその一部を主に道路整備に充てることを決めた。自動車取得税廃止に伴う地方の税収減に配慮したものであるが、事実上の道路特定財源の復活と言わても仕方がない。

消費増税に伴う逆進性上昇対策として、消費税率を8%ではなく10%に引き上げる時に軽減税率制度を導入することになった。2014年度与党税制改正決定時まで、与党税制協議会で対象品目、軽減税率、インボイス制度等について協議し、結論を得るこ

とになった。なお、消費増税の低所得者対策として、2014年4月に消費税率を8%に上げる時に、低所得者に年間1万円程度の現金を配ることが今後検討される。

## 税制抜本改革の必要性と方向性

以上詳しく見てきたように、2013年度税制改正は、アベノミクスの成長戦略の手段として法人課税において企業減税を多くばらまき、2014年度・15年度の消費増税を睨んで、その地均しのために、一方では格差是正の観点から所得税、相続税の累進性を強化し富裕層への負担増を求めながら、他方で住宅減税や贈与税減税の拡大で富裕層の負担を軽減するという矛盾を含んだものとなっている。しかも消費増税によって中・低所得層の負担が格段に重くなるにも拘わらず、逆進性緩和の具体策を提示し得ていない。

このように、2013年度税制改正は今日の課題に十分応え切れていない。それには税制抜本改革が必要である。

企業の国際競争力を高め経済成長を促すためには、個別企業減税のばらまきではなく、法人税率を引き下げる反面課税ベースを広げ、税率引下げの恩恵が特定の企業だけでなく、法人全体に行き渡り、かつ課税ベースの拡大によって法人税収もある程度維持することが必要である。

社会保障と税の一体改革の精神からするならば、消費増税によって逆進性が強まるのだから、軽減税率や対象品目を早く確定するべきであり、また所得格差、資産格差が拡大している折から、所得税と相続税・贈与税の累進性を強化し、低下しているそれらの財源調達機能と再分配機能を高めるべきである。

(かたぎり まさとし)

